

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|--|---|
| <p>私たちは、<u>恵庭市民憲章</u>の精神のもと、 「花・水・緑」人が支え合う生活都市に えにわが</p> <hr/> <p>持続的に発展するよう、ここに<u>恵庭市まちづくり基本条例</u>を制定します。</p> | <p>が必要です。</p> <p>恵庭市民憲章の精神のもと、<u>市民・議会・行政</u>が共に考え、<u>市民が住み続けたいと思うまちの実現を目指し、世代を超えて市民と市民とがつながり、市民主導で地域社会をともに創っていく「誰にとってもやさしい共生のまち」</u>が持続的に発展できるよう、<u>この条例</u>を制定します。</p> | <p>●一部見直し</p> <p>【理由】</p> <p>未曾有のコロナ禍ではコミュニケーション手段が限られ、人と人とのつながりが希薄になった。アフターコロナの新時代に入り、多様な人と人とのつながりの大切さや地域社会の大切さを再認識することとなったため『共生社会』を盛り込む。</p> <p>※青字部分は第5回委員会意見を反映</p> |

恵庭市まちづくり基本条例（本文のみ）と改正案（新旧対照表）

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|---|-------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 | |
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、恵庭市のまちづくりにおける市民、議会、市長をはじめとする執行機関とその職員の役割、権利及び責務を明らかにし、協働のまちづくりに関する基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 現行どおり</p> | |
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。</p> <p>(2) 市 市長及び執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。)をいいます。</p> <p>(3) まちづくり 施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、市民が快適で幸せ</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) 現行どおり</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>(3) 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|--|--|
| <p>に暮らすためのすべての活動をいいます。</p> <p>(4) 協働 市民、議会、市などのまちづくりに関わるすべての人が、それぞれ対等の立場で協力し、責任を担い、共に考え、行動することをいいます。</p> <p>(5) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。</p> | <p>(4) 現行どおり</p> <p>(5) 現行どおり</p> <p>(6) 町内会など 町内会や自治会、子ども会、老人クラブなどのように地縁によって結びついた住民自治組織をいいます。</p> | <p>※第2回市民委員会意見</p> <p>『「地域コミュニティ」がわかりづらいので、地域コミュニティを町内会と定義する』</p> <p>※青字部分は第5回委員会意見を反映</p> <p>→子ども会や老人クラブは各町内会からのコミュニティのため、町内会などを定義して第14条で支援について規定することで網羅できるものと判断し、事務局ではこのように定義したいと考えています。</p> |
| | <p>(7) コミュニティ 町内会などの地域コミュニティをはじめとする生活の場である地域社会を構成する人々の集まりや、共通の目的や関心によって結びついた人々の集まりをいいます。</p> | <p>※緑字部分は市意見</p> <p>コミュニティの説明でも「町内会など」が出てくるので町内会を先に定義したほうがいい。</p> |
| <p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本であり、まちづくりの推進に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければ</p> | <p>(条例の位置づけ)</p> <p>第3条 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|--|-------|
| なりません。 | | |
| <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民、議会及び市が協働して行います。</p> <p>2 市民がまちづくりに参画する機会は、平等に保障されます。</p> <p>3 まちづくりに関する情報は、市民、議会及び市が共有します。</p> | <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第4条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |
| 第2章 市民 | 第2章 市民 | |
| <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 市民は、それぞれの自由な意思により、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有します。</p> | <p>(市民の権利)</p> <p>第5条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 市民は、互いに尊重し合い、協力してまちづくりに参加するよう努めるものとします。</p> | <p>(市民の役割)</p> <p>第6条 現行どおり</p> | |
| 第3章 議会及び議員 | 第3章 議会及び議員 | |
| <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第7条 議会は、市の重要事項の意思決定を行うとともに、市の事務の執行を監視し、けん制する役割を担います。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題について調査研</p> | <p>(議会の役割と責務)</p> <p>第7条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|---|-------|
| <p>究を進め、政策形成及び立案機能の充実強化に努めなければなりません。</p> <p>3 議会は、市民意見の把握と議会情報の提供による情報の共有を進め、市民の意思を反映するよう努めるものとします。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第8条 議員は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、政策形成能力の研さんに努め、議会の意思決定に当たっては、議員としての倫理観と使命感を持って総合的な視点に立って判断しなければなりません。</p> | <p>3 現行どおり</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第8条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>第4章 市長、執行機関及び職員</p> | <p>第4章 市長、執行機関及び職員</p> | |
| <p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、本市の代表として、恵庭の魅力を発信し、市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、市政に関する自らの考えを市民に示すとともに、市民の意向の把握や市民との合意形成に努め、すべての市民のために市政を運営します。</p> <p>3 市長は、政策の形成に当たっては、市民が意見を述べる場、市民が協議する場や提言を行う場などを設け、市民が参画できるよう努めなければなりません。</p> | <p>(市長の責務)</p> <p>第9条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|--|--|
| <p>4 市長は、職員を指導監督し、行政課題に対処できる優れた人材の育成に努めるとともに、相互に連携できる効率的で効果的な組織運営を行わなければなりません。</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第10条 執行機関は、その職務権限に基づき、自らの責任において所管する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければなりません。</p> | <p>4 現行どおり</p> <p>(執行機関の責務)</p> <p>第10条 現行どおり</p> | |
| <p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。</p> <p>3 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。</p> | <p>(職員の責務)</p> <p>第11条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |
| <p>第5章 協働のまちづくり</p> | <p>第5章 協働のまちづくり</p> | |
| <p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、<u> </u>市民がまちづくりに参加できる機会<u> </u></p> | <p>(市民参加の推進)</p> <p>第12条 市は、まちづくりへの市民参加を推進し、適切な時期に市民がまちづくりに参加できる機会を設け、ワークショップなど、市民</p> | <p>※第2回市民委員会意見 『会議の開催手法も今回のようにワークショップ形成のものが増えれば参加しやすい』</p> |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|---|--|
| <p>_____の充実に努めなければなりません。</p> | <p>が参画し意見を出しやすい環境づくりに努めなければなりません。</p> | <p>『公聴機能の充実』 ※緑字部分は市意見 ワークショップなどと、具体的に定義することで意見を出しやすい環境をイメージしやすいように変更した。</p> |
| <p>(協働のまちづくり)</p> <p>第13条 まちづくりは、市民、議会及び市がそれぞれの責任と主体性によって、対等の立場で相互に理解し、信頼関係のもと協働して行います。</p> <p>2 市民、議会及び市は、市民が持つ豊かな社会経験、知識及び創造性を活用し、まちづくりを進めます。</p> <p>3 市民、議会及び市は、市民が自発的に市民活動に取り組むことができる環境づくりに努めます。</p> | <p>(協働のまちづくり)</p> <p>第13条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |
| <p>(コミュニティ)</p> <p>第14条 市民は、自由にコミュニティを形成し、活動することができます。</p> <p>2 市民、議会及び市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重します。</p> <p>3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成及び活動を積極的に支援するものとします。</p> | <p>(コミュニティ・町内会など)</p> <p>第14条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 市は、コミュニティと協働でまちづくりを進めるため、コミュニティの形成、活動及び担い手の育成を積極的に支援するものとします。</p> | <p>※第2回及び第3回市民委員会意見 『核となる人材育成』『地域の人材不足』 通学合宿など子どもの体験活動を支援する団体やコミュニティ・スクールなどについても</p> |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|--|---|
| <p>4 市___は、まちづくりにおいて、地域コミュニティの果たす役割が特に重要であることを認識し、地域コミュニティとの協働を進めなければなりません。</p> | <p>4 市と市民は、まちづくりにおいて、町内会などの果たす役割が特に重要であることを認識し、市民は町内会などの活動への参加に努め、市は町内会などとの協働を進めなければなりません。</p> | <p>担い手の育成が必要という議論があった。 また、後継者不足が一番の課題だったので、人材育成という表現を改め、コミュニティに係る項目に「担い手の育成」というやさしい表現で追記します。</p> <p>※第4回市民委員会意見 『コロナ後、地域とのつながりを再認識し、地域コミュニティの大切さがわかった』 『市だけに頼るのではなく、地域力の向上が必要』</p> <p>※青字部分は第5回委員会意見を反映</p> |
| | <p>5 市は町内会などとの協働を進めるため、町内会などの活動に係る周知及び財政の支援に努めなければなりません。</p> | <p>※第4回市民委員会意見 『町内会のことを周知する必要があるという認識から、「市は町内会について周知に努めるといような文言が必要」</p> <p>※緑字部分は市意見 ・周知だけでなく幅広く支援を考える必要性から財政という文言を追加</p> |
| <p>(市民意見の公募) 第15条 市は、市民生活に直接影響を与える重要な政策の決定に当たっては、公聴会、市民説明会、パブリックコメントなど適切な意見公募の方法によって、事前に市民の意見を求めるものとします。</p> <p>2 市は、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見に</p> | <p>(市民意見の公募) 第15条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|---|-------|
| <p>対する考えを公表するものとします。</p> | | |
| <p>(住民投票)</p> <p>第16条 市長は、市政に関する重要な事項について住民の意思を直接確認するため、住民投票の実施に関する条例で定めるところにより、住民投票を行うことができます。</p> <p>2 市長及び市議会議員の選挙権を有する市民は、法令の定めるところにより、住民投票を実施するための条例の制定を市長に請求することができます。</p> <p>3 議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> | <p>(住民投票)</p> <p>第16条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |
| <p>第6章 情報の共有</p> | <p>第6章 情報の共有</p> | |
| <p>(情報の共有)</p> <p>第17条 市民、議会及び市は、まちづくりに必要な情報を相互に共有します。</p> <p>2 市は、まちづくりに関する情報を適正に管理し、積極的に提供します。</p> | <p>(情報の共有)</p> <p>第17条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>(説明責任)</p> <p>第18条 市は、まちづくりに関する情報を市民に分かりやすく説明しなければなりません。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第19条 議会及び市は、市民の市政に対する知る権利を保障するため、公文書の公開その他の情報公開を行います。</p> | <p>(説明責任)</p> <p>第18条 現行どおり</p> <p>(情報公開)</p> <p>第19条 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|---|-------|
| <p>(個人情報の保護)</p> <p>第20条 議会及び市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報を適正に取り扱わなければなりません。</p> | <p>(個人情報の保護)</p> <p>第20条 現行どおり</p> | |
| <p>第7章 行政運営</p> | <p>第7章 行政運営</p> | |
| <p>(総合計画)</p> <p>第21条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を定めます。</p> <p>2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければなりません。</p> <p>3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、関係する情報の提供に努めるとともに、広く市民の参加を求めるものとします。</p> <p>4 市は、総合計画で定めた目標の達成状況など進行状況を管理し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>5 市は、財政計画など個別の計画を策定するときは、総合計画との整合性を確保するよう努めなければなりません。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第22条 市は、効率的かつ効果的に事務を執行するため、行政評価を実施します。</p> | <p>(総合計画)</p> <p>第21条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> <p>4 現行どおり</p> <p>5 現行どおり</p> <p>(行政評価)</p> <p>第22条 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|--|---|--|
| <p>2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営に反映させなければなりません。</p> | <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>(財政運営)</p> <p>第23条 市は、財政の状況を的確に把握し、中長期的な見通しに立った健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保し、行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、予算及び決算並びに財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> | <p>(財政運営)</p> <p>第23条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |
| <p>(組織運営)</p> <p>第24条 市は、社会環境の変化や_____市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の編成_____に努めなければなりません。</p> <p>2 市の組織は、相互に連携を緊密にし、迅速かつ柔軟に業務を遂行しなければなりません。</p> | <p>(組織運営)</p> <p>第24条 市は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民が利用しやすく機能的な組織の整備をするとともに、横断的な運営に努めなければなりません。</p> <p>2 現行どおり</p> | <p>【理由】</p> <p>市民ニーズや社会情勢の変化（行政DX,GX等）に柔軟に対応できるよう、文言の修正を行った。</p> |
| | <p>(デジタル社会の対応)</p> <p>第24条の2 市は、情報技術の活用に努め、効率的かつ効果的で市民が利用しやすい運営を行</p> | <p>※第5回市民委員会開催に先立ったアイディアでの意見</p> <p>※青字部分は第5回委員会意見を反映</p> |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|---|--|
| | <p>うとともに、利活用における格差が生じることのないよう努めるものとします。</p> <p>(脱炭素社会の対応)</p> | <p>※緑字部分は市意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル、脱炭素社会については、重要課題であるため、別条として整理したい ・デジタルについては、デジタル化推進計画の大きなところを記載 ・脱炭素社会は条を別にして、市を主語とするが、市民や事業者と一緒に進めるという趣旨を記載 |
| | <p>第24条の3 市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者と協力し、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。</p> | |
| <p>(行政手続)</p> <p>第25条 市は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正を確保し、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。</p> | <p>(行政手続)</p> <p>第25条 現行どおり</p> | |
| <p>(出資団体等)</p> <p>第26条 市は、市が出資し、若しくは運営のための補助金を支出し、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資団体等」といいます。)に関する出資、補助及び職員派遣の状況を公表しなければなりません。</p> <p>2 市は、出資団体等及び指定管理者が行う市に関連する業務について、業務の目的が達成されているか検証するとともに、必要な指導及び助言を行います。</p> | <p>(出資団体等)</p> <p>第26条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>(審議会等)</p> | <p>(審議会等)</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|---|-------|
| <p>第27条 市は、まちづくりへの市民参加を進めるため、審議会などの附属機関及びこれに類する協議会等の組織(以下「審議会等」といいます。)に公募の委員を加えるよう努めるとともに、男女の比率、他の審議会等との重複などを考慮し、幅広く市民が参画できるよう配慮しなければなりません。</p> <p>2 市は、審議会等が有効に機能するよう効率的で効果的な運営に努めるとともに、必要に応じて設置目的や役割などあり方の検討を行わなければなりません。</p> | <p>第27条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>(安全で安心なまちづくり)</p> <p>第28条 市は、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防災や防犯、交通安全を推進し、地域における安全意識を高め、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ります。</p> <p>2 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害などに備えて危機管理体制を整備するとともに、災害に強いまちづくりを推進します。</p> | <p>(安全で安心なまちづくり)</p> <p>第28条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> | |
| <p>第8章 国、北海道及び他の市町村との連携</p> | <p>第8章 国、北海道及び他の市町村との連携</p> | |
| <p>(国、北海道及び他の市町村との連携)</p> <p>第29条 市は、国及び北海道と相互に協力し、連携してまちづくりを進めます。</p> | <p>(国、北海道及び他の市町村との連携)</p> <p>第29条 現行どおり</p> | |

| 現行 | 改正案 | 見直し理由 |
|---|---|-------|
| 2 市は、他の市町村と連携及び協力の関係を作り、共通する課題の解決を図ります。 | 2 現行どおり | |
| 第9章 条例の見直し | 第9章 条例の見直し | |
| <p>(条例の見直し)</p> <p>第30条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢に適合しているものであるか検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとします。</p> <p>2 市は、前項の検討及び見直しを行うに当たっては、市民が参画する委員会を設置し、市民の意見を聴かなければなりません。</p> <p>3 市は、第1項の検討及び見直しの結果を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> | <p>(条例の見直し)</p> <p>第30条 現行どおり</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> | |